

午前10時開議

日程第1 諸報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議案第45号 岩沼市市民活動支援施設の設置及び管理に関する条例について

質疑・討論・表決

日程第4 議案第46号 岩沼市防災会議条例の一部を改正する条例について

質疑・討論・表決

日程第5 議案第47号 岩沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

質疑・討論・表決

日程第6 議案第48号 岩沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

質疑・討論・表決

日程第7 議案第49号 岩沼市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

質疑・討論・表決

日程第8 議案第50号 市道路線の認定について

議案第51号 市道路線の変更について

議案第52号 市道路線の廃止について

一括質疑・討論・表決

日程第9 議案第53号 工事請負契約の締結について

質疑・討論・表決

日程第10 議案第54号 平成30年度岩沼市一般会計補正予算(第1号)について

補足説明・質疑・討論・表決

日程第11 意見書案第3号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書

提案理由・質疑・討論・表決

日程第12 議員派遣の件

午後0時14分閉会

(資料) 陳情文書表

# 平成30年第4回岩沼市議会定例会会議録

5日目 平成30年7月12日(木曜日)

## 出席議員(17名)

1番	佐藤剛太	10番	渡辺ふさ子
2番	菊地忍	11番	佐藤一郎
3番	高橋光孝	13番	布田一民
4番	植田美枝子	14番	長田忠広
5番	佐藤淳一	15番	飯塚悦男
6番	大友健	16番	沼田健一
7番	布田恵美	17番	櫻井隆
8番	酒井信幸	18番	森繁男
9番	須藤功		

## 欠席議員(1名)

12番 国井宗和

## 説明のため出席した者

市長	菊地啓夫	子ども福祉課長	石垣千佳子
副市長	鈴木隆夫	土木課長	大村晋一
総務部長	大友彰	復興・都市整備課長	菅原伸浩
健康福祉部長	高橋広昭	水道事業所長	森康雄
市民経済部長	菅井秀一	消防本部長	菅原敬
建設部長	星幸浩	教育委員会 教育長	百井崇
総務課長兼 防災課長	石垣茂	教育次長兼 教育総務課長事務取扱	高橋弘昭
政策企画課長	遠藤大輔	監査委員 事務局長	横尾芳郎
さわやか市政推進課長	渡辺里美	農業委員会 事務局長	亀田明彦

## 議会事務局職員出席者

参事兼事務局長	高橋進	議事係長	佐藤俊輔
局長補佐	高橋利彰		

## 議事日程

平成30年7月12日(木曜日)午前10時開議

### 1. 開議宣告

日程第1 諸報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議案第45号 岩沼市市民活動支援施設の設置及び管理に関する条例について

質疑・討論・表決

日程第4 議案第46号 岩沼市防災会議条例の一部を改正する条例について

質疑・討論・表決

日程第5 議案第47号 岩沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

質疑・討論・表決

日程第6 議案第48号 岩沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

質疑・討論・表決

日程第7 議案第49号 岩沼市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

質疑・討論・表決

日程第8 議案第50号 市道路線の認定について

議案第51号 市道路線の変更について

議案第52号 市道路線の廃止について

一括質疑・討論・表決

日程第9 議案第53号 工事請負契約の締結について

質疑・討論・表決

日程第10 議案第54号 平成30年度岩沼市一般会計補正予算（第1号）について

補足説明・質疑・討論・表決

日程第11 意見書案第3号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書

提案理由・質疑・討論・表決

日程第12 議員派遣の件

## 2. 閉会宣告

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12まで

---

午前10時開議

○議長（森繁男）御起立願います。おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第1 諸報告

○議長（森繁男）日程第1、諸報告について、事務局長から行います。高橋進事務局長。

〔高橋進参事兼事務局長登壇〕

○参事兼事務局長（高橋進）それでは、諸報告1件について申し上げます。

別紙、お手元に配付のとおり、意見書案1件が議長宛て提出されております。

以上でございます。

---

### 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（森繁男）日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、10番渡辺ふさ子議員、11番佐藤一郎議員を指名いたします。

(「議長、議事進行」の声あり)

議長は飯塚議員の議事進行を認めます。発言してください。

○15番(飯塚悦男) 昨日の須藤功議員の一般質問における県との対応の部分で、担当者はその毎年予算を同じ計上している、だから出した。だから出した、ね。そういう感じでしたよ。つまり、空港周辺というところに人がいなくても出したみたいな感じでしたというような発言はですね、相手方から見れば不快に思うものではないかと考えます。相手方との信頼関係を損ねるような発言は、今後の活動に支障を及ぼすものであり、慎重に対応すべきものと思いますが、議長の見解を伺います。

○議長(森繁男) 昨日の須藤功議員の一般質問の中において、議長としても同様に感じ思い得るところがあります。したがって、須藤議員には、発言する際には、相手方のことも考慮しながらですね、慎重に調査、そして精査を行いながら対応していただくよう注意の喚起をしておきたいというように思います。以上です。(「議長、議長」の声あり)



### 日程第3 議案第45号 岩沼市市民活動支援施設の設置及び管理に関する条例について

○議長(森繁男) 日程第3、議案第45号を議題といたします。

これより質疑を行います。16番沼田健一議員。

○16番(沼田健一) 議案第45号、岩沼市市民活動支援施設の設置及び管理に関する条例の中で、設置であります。第2条、公益、地域づくり、生きがいを目的としたと。そのような目的をした団体はどれぐらい想定して、この施設の利用状況はどのようになるかというような想定はしているのかどうか。しているとすればどうか、お伺いをします。

○議長(森繁男) 執行部の答弁を求めます。大友彰総務部長。

○総務部長(大友彰) 設置のところにございます公益、地域づくり、生きがいづくり等を目的とした、市民が主体となる行動というところでございますが、現在、市民活動、旧勤労青少年ホームで活動、利用していただいている皆さんというところの数、さほど多数、市民活動されている団体の方は多数ではございませんが、その皆さんを中心に育成していきたいということが大きな目的の1つ。それから、近隣の地域住民の皆さんの利用。館下近隣の地域住民の皆さんの利用というところをまず考えているところでございますが、利用団体の数につきましては、今後利用状況なども含めてですね、しっかり把握してまいりたいと考えております。

○議長(森繁男) 沼田健一議員。

○16番(沼田健一) なぜこのような質問をしたかといいますと、まず1つはここまで来るにはいろいろ大変な思いがあった、または公設を解体し進めるのには大変なことがあったというようなことであります。

しかしながら、ここは岩沼市の市街地の中心地でもあります。そういう状況の中であって、やっぱり日ごろ閑散としているようでは、やっぱりこの設置する意味がないというような思いもありますし、いろいろな団体がある中で、この利用に関してですね、私のところにはまだこの条例は議会では可決してませんよというようなことを言ったんですけども、市役所に行ってお話をしたら我々は使えないんだとか、我々は利用するのにそんなに利用できないんだとかというようなことがありました。この条例をきっちりつくって、そして対応しますのでそれまでお待ちくださいと私は言ったんですけども、そういう中であって、やはりその団体の数なり利用状況なりというのは非常に今後重要になるというようなことでありますので、それらについてもやはり市としては把握をしながらここまで進めたのかなと思ひまして、私は質問したんであります。

今後、それらについても、そのような団体について、配慮のほうを怠らないようにしていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長(森繁男) よろしいですか。(「はい」の声あり) 8番酒井信幸議員。

○8番(酒井信幸) 今、ただいまの質問の中で、総務部長答弁で、館下近隣の方々というような言葉をおっしゃいましたけれども、前にはやっぱり岩沼市民全体の方々利用されるということで我々聞いていたと思ひます。そしてまた、町内会の施設、集会所等ないところが結構中央部にあつて、やっぱりそういうところの方々の利用というのは、今のことを考えると、館下近辺となると本当に限定されるのかということの、その確認でございます。

○議長（森繁男）大友総務部長。

○総務部長（大友彰）申しわけございません。館下近隣の町内会の方々など、地域活動をされている方が中心に御利用になるかというところで、そのような地域活動をされている団体の方であれば、設置目的でございますので、活用していただいて結構でございます。

○議長（森繁男）酒井信幸議員。

○8番（酒井信幸）そうすると、館下近隣と言わないで全体と言えば、ある程度すんなり聞き入れたので、それで了解しました。

○議長（森繁男）よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。5番佐藤淳一議員。

○5番（佐藤淳一）今回、設置及び管理に関する条例という形で出てきておりますけれども、今のお話を聞く限りでは、まだ内容のほうは十分検討され尽くされていない感じがするんですけども、旧勤労青少年ホームで活動されている皆様方、どの程度移るのか、その詳細。そして、残る団体がどの程度あるのか。そしてまた、旧勤労青少年ホーム、昨日もありましたけれども、私も含めて、多分議員の中では、この施設から皆さんあちらのほうに活動の拠点を移されるのかというふうに思っていたと思います。その辺、今回含まれていなかったということで、条例を出してきたんですけども、内容のほうはまだ煮詰まっていないというそういうような感想を受けらるんですけども、その辺も含めて説明をお願いします。

○議長（森繁男）大友総務部長。

○総務部長（大友彰）説明が上手でなくて大変申しわけございません。

まず、現在、旧勤労青少年を利用していただいている市民活動されている方は移っていただきますし、今、月1度、仙台のほうからNPOの専門の方に御指導いただいているところの回数もですね、今度は本拠地として新しくできるわけですので、その回数もふやしていきたいと思っておりますし、その市民活動を盛り上げるためのことを努めていきたいという計画がまずございます。

それから、先ほどの繰り返しになりますが、地域活動をされている皆さん、町内会、自治会などの皆さんなども含めてですね、そういうコミュニティ活動が盛り上がるような利用をしていただきたいという大きな目的がございます。

あと、一般質問でも御質問をいただいていた中で、では生涯学習活動、社会教育活動などの方々はどうなのかというところですが、そのような方が利用できないわけではないんですが、趣旨としては市民活動、地域活動をされている方をまず考えるということでございますので、別表の中でも区分して記載をさせていただいているというところでございます。

2問目の御質問のホームのというところでございますが、旧勤労青少年ホームを利用されている皆さんにつきましては、ただいま現在、どちらの施設でというところは明確には決まっておりますが、施設も古い施設でございますので、今後、利用者の皆様には公民館でありますとか、勤労者活動センターでありますとか、地区によりましては玉浦コミュニティセンターでありますとか、今後建設をいたします西部地区のコミュニティセンターでありますとか、この新しい施設も含めて、どの施設を御利用いただくかというところで御説明をさせていただくようになるのかと思っております。

○議長（森繁男）佐藤淳一議員。

○5番（佐藤淳一）チャレンジショップというすばらしい施設っていうか、それも入っているのは承知しているんですけども、今の説明で若干わかったような感じはするんですけども、なかなか建物を建てて、その後どういうふうにしていくのかというふうに考えているような感じも受けましたので、今後十分検討されて、皆さんの意見も聞きながらしっかりとした運営ができるようにしていただきたいと思っております。

あと、もう1点なんですけれども、今回近隣の住民の皆様方が集まって、その建物の中でいろいろな活動をしたりとか、もしかすると想定として町内会の総会とかそういうような活動にも使えるのかなというふうな感じも受けるんですけども、その際、例えば地元、自分の町内会で集会所とか整備されている場合は、それなりの皆さん応分の負担をされてその町内会の集会所等運営されているという形になっていると思うんですけども、今回の場合は、建物自体は市が全部設置して、管理も当分の間は多分市のほうでされるというところで、利用料

200円ですかね。その利用料だけで1時間であれば使えるっていうことで、大分ほかの町内会と格差が出るような感じはするんですけども、その辺のほうの見解はどういうふうにされているのかをお願いします。

○議長（森繁男）大友総務部長。

○総務部長（大友彰）市といたしましては、地域のコミュニティ活動を育成していく必要があるということを考えてございますので、ほかの地区と今比較すると多少差があるかもしれませんが、今後そういう部分も含めて各地域のコミュニティにつきましては、どういうことがやっていけるんだろうかと考えていきたいと。

ただ、今後の施設につきましては、まず設置目的が市民活動のサポートであり、地域活動をされている方々の拠点となる施設だと。では、どのぐらいの金額で運営していただくことがいいんだろうかというところで、委員会で御意見をいただいた中で、このぐらいが適当ではないかというところで御提案をさせていただいているところでございます。

○議長（森繁男）よろしいですか。6番大友健議員。

○6番（大友健）5点ばかり質問します。

まず、これは地方創生の交付金でつくったものだと思うんですけども、その交付金がいつまで続くのかと、運営も含めたやつですね。これ、いつまで続くという見通しでおるのかと。

それから、管理方法について、検討委員会の中でもいろいろと管理方法も含めて議論していただくということで始まったと思うんですけども、それがどのような形でまとまらなかったのか、あるいはまとまったのか。どれぐらいこの条例に反映されているのか。その部分が2点目です。

3点目はですね、第4条にありますチャレンジショップなんですけども、今のところでそのチャレンジショップがこのようなものというのの想定といいますか、検討委員会の中で話された結論めいたものがあつたらそれを紹介していただきたい。というのも、この事業を起こすに当たって、1回、国の採択から外れたわけですね。それは、チャレンジショップを含む収益的部門の構築がちょっと弱いかなという判定があつたのではないかと私は想像しているんですけど、そのために年度末ないしは年度を越えて採択された経過があつたと思います。そのチャレンジショップにどのようなものを展開していくのかというこれまでの議論と、その議論を踏まえて市が考えるこれからの方向というのを紹介していただければと思います。

それから、4番目ですけども、6条に、所長、必要な所員を置くことができると。一般質問でもちょっとありましたけども、当面の間というか、行く行くはというような表現もあつたと思うんですけども、どれぐらいの期間、現時点で想定されてるか。そしてまた、これも一般質問にありましたけども、運営協議会が余り開かないようなニュアンスでの説明だつたと思うんですけども、この運営協議会の性格です。いわゆる企画立案もするような運営委員会なのか、それとも年にある程度の期間でしか開かないようなお話でしたが、そういうものなのか、その辺の性格をもう一度確認したいと思います。

それから、第8条に関しては、(2)に承認のない広告を掲示し、又は配布することとということで、承認のないというのは、これどこの承認のことなのかお聞きします。

それから、8条、9条、10条と、してはいけないというのがずらっと並んでいるんですけども、市民活動の醸成とかそういうコミュニティの育成とか地域活動のサポートという点から見ると、してはいけないってことが並び過ぎてるんじゃないかなという印象がありますが、これはどういうことでこういう禁止事項ばかりぐっと挙げたのか。その辺の説明をお願いします。

それでまた、9条の(2)に政治上の主義を推進し、支持し、これに反対することを目的とする活動はいけませんと。これは政治上の主義を推進しているとか反対しているとかってのは、これは誰が判断するのか。例えば、脱原発とかですね、憲法云々といった話を政治的なおいがするっていうか、政治の周辺のそういう市民活動はできないのかどうか。その辺の定義といいますか、それをちょっと説明していただきたい。

同じく(3)の特定の公職云々と。これは政治活動はだめだということだと思いますが、もともとあそこの公設のときにはそれはよかったのですが、今回だめになってるっていうその辺の考え方をお聞きします。

○議長（森繁男）大友総務部長。

○総務部長（大友彰）1点目の交付金の関係でございますが、交付金につきましては、29年度の建設費にいたい

ているもので、29年度限りとなります。

2点目の管理方法、委員会でのその検討結果ですか。管理方法も含めてというところですが、委員会のほうからは指定管理なども含めて管理方法の御提案はいただいているものの、そのようにすぐ受けていただける団体のような方々があるということではない状況なので、はっきりしたこのようなという提案ではなくて、将来的にはそのような指定管理などのというような御提案をいただいたというところですが、現在はまず市役所のほうで直営でというところからスタートしようというところからでございます。

時期的に考えますと、市のほうは公共施設の総合管理計画などで新しい施設についてははたっていないものの、このような施設については、将来的には、そのような指定管理などの方法でというところを表明しているところからでございますので、今後検討してまいりたいというところからでございます。

3点目のチャレンジショップは、市民経済部長から後ほどお答えいただきます。

4点目の直営について、職員はどのような期間なのかというところにつきましては、先ほど申し上げました当面というところから、まず今年度、それから31年度につきましては直営になるのではないだろうかと考えているところからでございます。

それから、運営委員会の仕事はどのような仕事なのかというところからでございますが、運営委員会にはその利用する団体の代表の方でありますとか、地域の方でありますとか、このような市民活動の関心の学識を持った方などに入っていて御意見をいただいて、その運営方法について、こうするともっといい運営ができるのではないかというような御意見をいただこうというようなものでございますので、その開催回数につきましても、当初は少し多い回数開かれるかもしれませんが、落ちついてくればそれなりの期間、四半期なのか、半年なのか、1年に1回なのかというところは、その状況を見てしっかり考えてまいりたいと思います。

5点目、承認のない広告等を掲示するという承認は誰が判断するのかというところからでございますが、条例上は判断するのは市長ということになります。この判断はその市長の権限を委譲していただくこの館の館長が判断していくことになるかと考えます。

6点目の、してはいけない規定がたくさんあるということにつきましては、市民活動の主たる施設であるというところから、最低限このような行為は慎んでいただきたいというところを列記させていただいているということで、他の条例、他市の条例なども参考にさせていただいて作成しておりますので、特に岩沼の条例だけが多いという認識ではございません。

それから、6点目の9条第2項の政治上の主義を推進しという部分、それから第3項につきましてもというところからでございますが、議員おっしゃるとおり、そのような活動も市民が主体となって行う活動については、市民活動の1つであるというところでは判断しておりますが、ただし市がこのような施設を設置しているときに、行政が支援する活動というところからどうなんだろうかと。こういう活動を行政として強く使っていただいて支援したような形で使っていただいているかどうかというところの判断はさせていただいて、ちょっとじゃあどこからどこまでがよくて、どこからどこまではだめなのかという判断は、その都度させていただくことになるかと思いますが、これについては、基本的にはこのようなことで考えているというところからでございます。

○議長（森繁男）菅井秀一市民経済部長。

○市民経済部長（菅井秀一）チャレンジショップにつきましてはですね、検討委員会の報告を踏まえまして、岩沼市の中心市街地などで操業を目指す個人やグループ、法人、ただしチェーン店とかフランチャイズ店は除くことになると思いますけれども、そのような方々で小売業やサービス業、そういうふうなものを起業したいという方に手を挙げていただければというふうに思っております。

○議長（森繁男）大友健議員。

○6番（大友健）まず、1点目は、建設費だけの交付だったということですが、ほかの自治体見るとその後の運営管理にも交付金をもらっているところがあるんですけど、それは申請しなかったということだったんでしょうか。

それから、2番目の管理方法に関しては、要するに検討委員会でも管理方法を検討したはずなんですけども、その結論が出ないまま建物ができちゃったというか、着工したというか、そこが運営どうしていくかというの

が一番大事な問題だと思うんですけども、そこが決まらないままオープンを迎えているというそういう状態なんです。その辺の説明、もう少しお願いします。

それから、チャレンジショップ。今、説明聞きましたけれども、例えばオープンの時点でチャレンジショップというのはない状態じゃないのかなっていうふうにも思っちゃうんですけども、その点はいかがなんでしょうか。

それから、運営協議会の開催ペースの話ありましたけど、これ性格的に、例えば何ですか、市民交流プラザとして企画立案をしていくという運営協議会ではなさそうなんですけども、そういう理解でよろしいのでしょうか。ほかの自治体なんかのこういう施設は、企画立案もそういう運営協議会のようなものが主体になって市民活動を展開していくってところがあるわけですけども、そうではないということの理解でよろしいんですね。確認です。

それから、承認のない広告。最終的には市長の判断ということですけども、私のこのイメージとしては、承認のない広告っていうのは、例えばポスターとかですね、活動を宣伝するポスターとか、講演会のポスターとかですね、そういうものを指すものだと私は思ってるんですけど、承認のない広告っていうのはそういう意味なのかどうか、再確認します。

それから、政治上の主義を推進しということの点ですけども、ちょっと私が聞いたこととの答えとちょっとずれてるような感じするんですけど、その政治性を帯びざるを得ないというか、政治性を多少でも帯びているような市民活動は、この施設を使えないのかどうか。先ほどの答弁ですと、市民が主体になっていけばいいような説明もあったように私は受け取ったんですけども、それで(3)の特定の公職とか特定の政党とか、この活動は(3)によるといけないと、だめだということの理解でよろしいのかどうか、その辺の確認も含めてもう一度お願いします。

○議長（森繁男）大友総務部長。

○総務部長（大友彰）1問目の交付金につきましては、建設のための交付金をいただいたということでございまして、運営の交付金をいただいているわけではございません。

2点目、管理の方法についてもというところは検討しないままにというお話でございましたが、条例提案の際も申し上げたところではございますが、申しわけございません。運営委員会の説明のときにも少し申し上げておるところでございますが、委員会からの提案に基づいて、それを参考にしてつくらせていただいているというところでございます。委員会といたしましては、結論としてこのような形でという結論にまでは至らなかった、検討としては至らなかったということでございます。形としては、管理運営についてのイメージというところで御検討はいただいて、将来的にはその指定管理などの方法で管理いただくことが望ましいですねというところで提案のほうをいただいているということでございます。

4点目の運営協議会については、企画立案はしないんでしょうかというところでございますが、まず岩沼市で初めて設置するこのような市民活動のサポートセンターでございますので、利用していただいて、このような利用の方法がいいのではないかと御提案があれば、当然そのような利用になっていくかと思えますし、企画などをいただけるような状況がその運営協議会にあつて望ましいと考えた場合には、その御提案をいただくということも当然あり得ると考えております。まず、初めての施設なので、その使い勝手でありますとか、いろいろ御意見をいただきながら、直していけるところはしっかり直していきたいという思いで運営協議会をまず設置させていただきたいという考えでございます。

それから、広告、ポスター等の関係ですが、提出いただいているポスターを見て、このポスターがどうなのかというところで判断をさせていただくということと考えているところでございます。

6点目、多少でも市民が主体となっていればいいのかというところでございますが、その市民活動という概念については、市民の方々が活動されていけば、それが政治的であれ、宗教的であれ、市民活動という大きな概念の中には入るものだとは思われるんですが、施設の設置目的からして、その利用の申請をいただいたときに、市として応援するのはちょっとどうなんだろうかとというふうに判断されるものについては御遠慮いただくことがあるといような趣旨の第2号でございます。

それから、3号もそうかというところでございますが、ここに記載のとおり、公選人となられる方がその選挙



活動をされるような行為につきましては御遠慮をいただきたいというふうに考えております。

4点目のチャレンジショップにつきましては、市民経済部長から。

○議長（森繁男）菅井市民経済部長。

○市民経済部長（菅井秀一）チャレンジショップのですね、店舗オープンのスケジュールの御質問だと思います。

チャレンジショップにつきましてはですね、実は可能な情報、事前周知ということで、既にホームページ、それから広報等には可能な情報、公募します、予定ですよというふうな情報は載せております。

それを踏まえまして、今回のこの条例の議決それから公布が終わりましたら、すぐにですね、正式な公募のほうを開始したいと思っております。公募期間については8月の前半ごろまで。その後、決定の手続を行いまして、できれば施設のオープンにあわせてですね、お店のほうも開店していただけるようにして頑張っていきたいというふうに考えております。

○議長（森繁男）大友健議員。

○6番（大友健）今の最後のお話の、間もなく私はオープンだと思ってたんですが、今の話を聞くと、何かもうちょっと先のように聞こえるんですけども、要するに地方創生のですね、まち・ひと・しごとのそのしごとの部分がこのチャレンジショップですよ、言うなれば。なので、このチャレンジショップがうまく進まない、まち・ひと・しごとのしごとがなくなっちゃうようなところもあるので、ここが大事な部分だと思うんですよ。

オープンとは私、間もなくと思ったので、間もなく何も動きがないと受けとめるんですけども、今の話ですと、オープンはいつになって、そのオープンのときまで整えたいというお話のようなので、そのオープンの時期なども改めてお聞きしたいと思います。

それから、公募はかけても、そういうチャレンジする人がいるかどうかの問題もあると思うんですけども、その辺の見通し、感触というのか、意気込みというのか、その辺のお話。

それから、ちょっとさかのぼりますけども、政治上の主義を推進しというところの第9条ですけども、多少でもというのは、私はちょっと言い方悪かったかもしれませんが。多少でも政治性を帯びたものと言ったつもりだったんですけど、何か多少でも市民がその主権であればみたいな何か緩い受けとめをしてもらったと思うんですけども、政治または政治にかかわることは、今の説明聞くと、そういう市民がやるものであれば政治性を帯びて、あるいは政治に絡むようなテーマは、ここのプラザでいいですよというふうに受けとめますけども、そういう受けとめでよろしいのでしょうか。2点、確認お願いします。

○議長（森繁男）菅井市民経済部長。

○市民経済部長（菅井秀一）チャレンジショップのほうのお店の開店については、この施設が供用開始を予定している10月1日、これに合わせてお店のほうもですね、出店を開始していただきたいというふうに考えております。ただ、公募なので、公募した結果を見ないとはっきり言えませんけれども、現在はですね、間接的にですけども出店したいというふうな声はですね、何件か伺っていますので、大丈夫かなというふうに考えております。

○議長（森繁男）大友総務部長。

○総務部長（大友彰）繰り返しの答弁になってしまうところもあるかと思うんですが、その多少のかかわりぐあい、非常に微妙な問題だと思います。ですから、判断の仕方としては、市がこの設置目的の施設を利用してどうぞ使ってくださいと言えものなのかどうなのか、そこはその申請書をいただいた段階でその都度判断せざるを得ないのかなど。その市民活動の中でという判断であればそういうことになるのかなというふうに考えております。

それから、先ほど済みません、運営委員会などの話のところ、ちょっと運営委員会の報告の中身をしっかり御説明していなかったのが、加えて御説明させていただきますと、民間、指定管理などについてのその提案としてはですね、民間組織への移行のタイミングはしっかりした土台ができてから行うべきではないか。軌道に乗ったかどうかの判断は運営協議会で見ていただく。機能ごとに目標などを設定して判断する必要があるんじゃないかというふうな御提案をいただいているところでございます。

○議長（森繁男）ほかに質疑はございませんか。13番布田一民議員。

○13番（布田一民）先ほど来、いろいろ話を聞かせてもらっておりますが、いろいろ今回の条例についてはね、当然あるべき条例だというふうに思うわけですが、こういった中で先ほど来話が出ている行為の禁止、そ

してまたそのプラザの部屋の部分について、あとは使用許可の部分についてあるわけでありましたが、最終的には要綱、そしてまた要領、あとは内規。いずれね、やはりつくって、物を見てから判断をしなきゃないというこの条例ではないわけですから、そういった要領、要綱をしっかりとつくった中で判断をする。そうでなければ、一々持ってって見てもらってからだめだなんていう話にはならないんで、市長、要綱、要領、今後ともこの協議会の中で判断をしていただいて、その中で私はつくるべきだというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（森繁男）市長の答弁を求めます。菊地啓夫市長。

○市長（菊地啓夫）ただいま布田一民議員の、この条例で全て網羅できないというのは、全くそのとおりです。これから、趣旨を決めて、これに従って規則をつくり、要綱をつくっていくというだんだんですね、意見をいただきながら使い勝手をよくしていこうというような考え方でございますので、この条例に全て盛り込むっていうのは、残念ながら、ここでは今全部お話し、説明し切れない部分があります。

したがって、大きな使い方としては市民活動サポートセンター、これは今、旧勤労青少年ホームで活動している方々もおいでになりますんで、そういった方々の活動を、そこでまずしていただくと。

あとは、いろいろ利用されている方もおいでになりますんで、交流という形で、あそこで活動していただく。

加えて、3つ目がチャレンジショップですから、内容についてはこの条例で言っている施設の3つの大まかな使い方を言っているわけでございまして、全てこまいところまで説明できればよかったですけど、これから御意見をいただきながら、そして委員会の中でも議論になるかと思えますけども、いろいろ使い方が出てくるかと思えます。その都度、いろいろ判断しなきゃならない部分もありますんで、今後しっかり見ていただければと思います。

○議長（森繁男）布田一民議員。

○13番（布田一民）私言ってるのね、要綱、要領をやはりつくって、そして小まめな部分についてはこうなんですよと。あとは、市長の判断で、いいか悪いかという部分も含めてね、やはり要綱、要領なり、私はつくる。そして、それでも足なくて、いろんな部分が出てきた部分については内規でおさめてやるというのが、私はこの場の中ではそういう話が、私はいいのではないかなというふうに思うわけでありまして、いかがですか。

○議長（森繁男）菊地市長。

○市長（菊地啓夫）言われていることはよくわかります。まず、施設を設置する場合は設置条例をつくるっていうのは、この手法の1つでございます。まず、前段で方向性をしっかり出して、どういう形の施設なのかをお示しして、あとだんだんだんだん条例が通ればですね、次の方法としては、規則なり要領なり、あるいはその都度判断しなきゃならない部分も出てくるわけですから、まずは条例をしっかり議論をさせていただきまして、方向性、あるいは議会の考え方も反映させなければならぬ部分あるわけですから、この中でしっかりまずは条例を審議いただき、また次に進んでいくということになります。

○議長（森繁男）よろしいですか。ほかにございませんか。10番渡辺ふさ子議員。

○10番（渡辺ふさ子）3点ほど。

先ほど来、質問出ます第9条の(2)政治上の主義を推進しというあたりのこの、何ていうか、その判断の基準といえますか、例えば簡単に言っても、政治と暮らしってなかなか切り離せないものであって、例えば戦争と平和の問題。一旦戦争、紛争とか起されれば、本当に世界中の紛争見ても、本当に難民が流出し、大変な国際的な問題にもなっていたり、原発事故1つ見てもいまだに避難されて、本当に命も安全も暮らしも破壊されて、そういう暮らしと政治の問題ってなかなか切って離せないようなものがあると思うんですよね。ですから、平和を願っていろいろ市民団体がいろんな行動をしていることとか、やっぱりこういう放射能の問題とか、健康の問題含めて、そういうのを何とかしたいという、もちろん市民運動が主体だと思うので、そういうもの、例えば毎年行われております平和行進にはいつも温かい市長からのメッセージをいただいて本当に感謝をするところがございますけれども、そういう市民の、市民、国民のそういう活動と、この政治上の主義というのは、例えばもっと具体的に、政党的なものに絞られるのか、そのあたりのこの判断。どこでどう区切って判断するのかっていうあたりがもう少しわかりやすいといいなというので、もしこのあたりでももう少し明確な判断基準があるんであれば伺いたいというのが1点。

それから、20条の(2)なんです、将来に向けて指定管理も考えていきたいということなんです、この利用料金が指定管理者の収入とするってなっている点です。これがちょっと私もなかなか理解できなくて、例えば将来的に指定管理になったとすれば、指定管理のための委託料を市のほうが委託ってことで委託するんだと思うんですが、そうすれば利用料金は利用料金として市の収入に分けてすべきものじゃないのかなと。なぜここだけ利用料金が指定管理者の収入となるのかなという、ここの20条の2で入っているところがちょっと理解できないので説明いただきたいってことと、それから附則の3番の特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部の中にいわぬま市民交流プラザ運営協議会の1回につきの報酬が書いてありますが、行政職相当額とか。この辺の委員、運営協議会の方の報酬の部分での算出の根拠といいますか、どういう考えでこうなっているのか。その辺についても説明いただければと思います。以上です。

○議長（森繁男）大友総務部長。

○総務部長（大友彰）9条の関係でございますが、どこまでがということでございますが、歯切れの悪い答弁で大変恐縮でございます。市民活動としてどこまでいいんだろかという判断ということと、ただいまお話がありましたとおり、政党として活動の部分ということで、まずここに列記させていただいておりますのは宗教の活動でありましたり、その政治団体の方の活動であったり、はっきりそういうものとしては、市民活動の場としては御遠慮いただきたい活動ですということを書いている。ただ、政治的活動ではなくてですね、市民の方々が集まって皆さんの御意見等をお話するような場合。先ほどの大友議員のお話にもあったような場合ですと、市民活動という大きなくくりの中でどうなんだろうかというところが少し不明確な部分がありますので、今後、布田議員からの御提案もございましたとおり、しっかりその辺は検討して、この下の要領なりの中で、このような活動はというのが例示できるようにしてまいりたいと思います。

20条の第2項、利用料金についてのお話ですが、岩沼市に歳入が入る場合は使用料でございます。利用料金は指定管理者の収入となります。ただ、このような金額での貸館業務の中で、指定管理者が事業運営ができるとは到底思えませんので、そのような場合は指定管理料をお支払いすることになります。その指定管理料の額につきましては、指定管理者と市が結ぶ協定の中で、どのような額が必要なのかというところをしっかりと検討させていただきたいと思います。

それから、3点目の附則につきまして、この6,900円と6,400円の根拠はということでございますが、岩沼市の非常勤の特別職の方のその他基本となる1回の金額は、この6,900円と6,400円でございます。

○議長（森繁男）よろしいですか。ほかに質疑はありますか。14番長田忠広議員。

○14番（長田忠広）私は1点だけ。

先ほどの9条のいろんな市民活動の部分があるんですけど、はっきり2条にはこう書いてあるんですよ。公益、地域づくり、生きがいくくりなどを目的とした市民活動という部分はしっかり書いてあるわけでありまして、先ほど来、原発であったりとかいろんなね、平和であったりとかっていう部分をいろいろ言うわけでありまして、市民活動はいろいろ広がってますけれども、基本的にはこの市民活動サポートセンターっていうのは、少子高齢化社会に向けて共生社会でどうやって岩沼を皆さんで支え合っていくか。そのようなしっかりした活動という部分がこの2条に書いてあるっていうふうに私は思っているわけです。

そういう意味から、先ほど布田議員の話であったように、しっかりそういう部分、市民活動だったら何でもいいんだと。またね、その部分をその場でいろいろ判断するんだっていうのはなかなかできないというふうに思います。この2条にしっかり書いてある目的に従った部分での要綱なりっていうことが必要であるんで、でないとおのおの考え方で違えますよ。これは全部市民活動である。確かにそうだと思います。ただ、ここにはしっかり地域づくりですから。生きがいくくりっていう部分をしっかりとしながら、その要綱等々しっかりと定めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（森繁男）大友総務部長。

○総務部長（大友彰）これからその細かい部分を決めていく場合には、もちろんというか当然に、この第2条の設置の目的のところをしっかりと判断させていただきます。

○議長（森繁男）よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。1番佐藤剛太議員。

○1番（佐藤剛太）1点お聞きします。

別表の値段表があるのですが、重複するかもしれませんがちょっと確認だけさせてください。

使用区分のところに、市民活動登録団体とありますが、この市民活動登録団体という、どういう団体なのか、その部分をちょっと確認させてください。市民活動団体、市民活動登録団体ですね。

○議長（森繁男）大友総務部長。

○総務部長（大友彰）市民活動団体という部分につきましては、非営利市民活動を行う団体でありますとか、社会福祉法などで認定を受けている団体でありますとか、特定非営利活動促進法などで指定を受けた団体でありますとか、市民活動という大きなそのくくりをいただいている団体を想定しているところでございます。わかりづらいでしょうか。

○議長（森繁男）よろしいですか。佐藤剛太議員。

○1番（佐藤剛太）例えばこれ、何かに登録している団体とか、どういうの、こういうリストがあったりとか、あとはこう、先ほどちょっとお聞きして、市広域でいろんな団体があると思うんですけども、その方々もそれに該当するのか。例えば、ほかのどこを借りてる団体とかも、社会教育団体とかに登録されている団体って結構あると思うんですけども、それもこの市民活動登録団体、市内で全域に見て該当する団体なのか、お伺いします。

○議長（森繁男）大友総務部長。

○総務部長（大友彰）説明が下手で申しわけございません。

社会教育団体とかですね、現在教育委員会に登録していただいている団体と、この市民活動団体は別でございます。あくまでも非営利活動をしている団体でありますとか、地方自治法の第260条の2の第1項の規定の許可を受けた地縁団体、地域の町内会さんなどのような団体。ただ、自治法の登録をしている団体ですから、町内会さんが全部これに該当するわけではないんですが、法務局のほうに登録している団体でありますとか、社会福祉法に基づく登録している団体でありますとかということで、教育委員会の登録をしている団体をこの市民活動団体というふうには区別しております。

○議長（森繁男）佐藤剛太議員。

○1番（佐藤剛太）ありがとうございます。多分、ここってすごく、始めてからとか、要綱、後でつくってというお話もございましたが、すごく多分わかりづらい書き方だと思うんですね。ですから、この市民活動登録団体、教育委員会に登録している団体じゃない団体。多分、ちょっと聞いているのも私ちょっとわかんないんですけども、ここって明確にどういうものなのかなと。ちょっともう1回御確認していいですか。

○議長（森繁男）大友総務部長。

○総務部長（大友彰）説明が下手で本当に申しわけございません。

条例の第2条の設置のところに、公益であったり、地域づくりであったり、生きがいくり等を目的とした市民主体のその活動を行っている方というくくりがありますので、このような活動を行っている方々が対象であって、趣味のサークルでありますとか、教育委員会に定期活動団体として登録している団体、中央公民館でありますとかそういうところで登録している団体がその登録団体ということではございません。

○議長（森繁男）ほかに質疑はありませんか。9番須藤功議員。

○9番（須藤功）この条例を見ても、何かね、矛盾してるんじゃないかなっていうふうに受けとめられるんです。何がかっていうと、将来的には指定管理をしてほしいと。指定管理をするんだけど、この条例の中を見るいろんなものががんじがらめになっている。まるで指定管理をさせたくないような感じのものだと見受けられるんですね。

例えば、この指定管理をやるために、今まで答弁された中で、もうちょっとわけがわかんないような答弁だったんですけど、指定管理については数年後までにしっかり考えていとかね、それからできなかったからこれから何かやろうとしているんだけど、具体的な道筋が見えてないような話でした。

そして、やるんだったらやっぱりこの条例をほんわかっているか、指定管理ができて、しかも指定管理って民間に任せるわけですから、ある程度緩くつくらなくちゃいけないと思うんですよ。それが、もう何かがんじがらめになっている。今までの答弁聞いててそのような感じがするんです。

そういうことがまずね、条例をちゃんとつくるってのは、条例はある程度ほんわかでいいと思うんですよ。それで、そこから今度、先ほど布田一民議員がおっしゃったように、いろんな内規の話だとかそういうものをつくってあげばいいだけの話であって、指定管理を受けてもらうために何でこんなにもうがんじがらめになってるのかなってというのがあります。そのところ、まず1点ですね。

それから、去年の2月だと思うんですけど、玉浦コミュニティセンターのその岩沼市コミュニティセンター条例ってのがありました。これと比較しても、すごくその何か中身が濃いというか、使えるものが何かどんどんと制約をされているような気がするんです。何も、この同じね、玉浦コミュニティセンターも、このプラザも、大きな概念とすれば、コミュニティセンター、コミュニティ的なそのセンターに入ると。私、そう思いますよね。皆さんもそう思っています。

しかし、しかしですよ、「思ってません」の声あり）しかし、しかしですよ、これが条例で違ってくる。幾らチャレンジショップがあったからといって、幾ら場所が違ったからといって、何でこんなに違うのかなって感じがするんですよ。岩沼コミュニティセンター条例のほうが、もっとぱらっとしてる。そんな感じがします。私はね、やっぱりそういうものにつくり変えるべきだと思います。その辺どうでしょうか。

それから、3つ目。きのう、おとといかな。一般質問でもあったんですけど、料金の話です。玉浦コミュニティセンターが1時間100円。このプラザについては1時間200円。そのときの答弁の中に、エアコン代というか冷暖房費が入っているから、こっちのほうは、玉浦は1時間100円が入ってるからっていうんですけど、冷暖房費を使わなければ利用料金が違ってくる。同じようなコミュニティの概念で考えれば、玉浦を使うときは条件的に安く、プラザを使うときは高く設定されているんじゃないかなって感じがしました。

そして、玉浦の場合ですね、何だっけ、たしか1時間、1室1時間、1,000円を上限とするってなってるんですね。上限です。つまり、10時間以上使えば、1,000円ということになる。同じ市民が、片や10時間以上使ったら、それなりの掛ける200円になる。やっぱりこういうことは、格差を持ちちゃいけないと思います。改めるべきではないかと思いますが、その件について伺います。

○議長（森繁男）大友総務部長。

○総務部長（大友彰）1点目、指定管理を想定しているのにがんじがらめではないのかというところですが、条例でございますので、施設の設置でありますとか、最低限固めておかなければならない部分は条例に記載させていただき、そのほか条例を補う部分は施行規則に記載させていただくというつくりになりますので、最低限この程度の規定は必要ではないかと考えておるところです。

2点目のコミュニティセンターの条例、玉浦コミュニティセンター設置条例、違います。申しわけございません。岩沼市コミュニティセンター条例と比べてどうなんだというお話でございましたが、岩沼市コミュニティセンター条例は18条建ての条例です。今回の新しく提案させていただいている市民活動支援施設の設置及び管理に関する条例は、20条、21条、済みません。21条の条例です。条文で大きく違うところにつきましては、第4条に、施設ということで、いわぬま市民交流プラザは複合施設となっておりますので、内容の説明をする。あと、ただいまお話、話題になりました9条の関係で、市民活動の施設ということで、コミュニティセンターにはない条文も入れたという部分で、少し加えた部分もありますが、基本的につくりは同じ内容となっております。

3点目。玉浦コミュニティセンターの使用料が100円で、プラザが200円ということですが、先ほどの議員のお話にもありましたとおり、エアコン代を含めて200円。玉浦コミュニティセンターもエアコン代で100円いただきますので、金額的には同額で考えてございます。

4点目の玉浦コミュニティセンターはどんなに使っても1,000円が上限だというお話ですが、指定管理を行う場合の利用料金の上限を1,000円と定めたということですが、1,000円がこの施設の利用料金の上限だということではございません。

○議長（森繁男）須藤功議員。

○9番（須藤功）利用料金のことなんですけども、エアコン使いませんでしたって言えば100円なんですよって、さっきから言ってるじゃないですか。同じじゃないです。何、話聞いてんの。聞いた話は、エアコンを使ったら同じっていうのはわかります。使わない時期、あるでしょう。そういうときのため、例えば使いませんでしたって

いうときは、例えば真冬でも真夏でも使いませんでしたでは値段違うんですよ。それなのに同じっていう表現はおかしいと思いませんか。説明になってない、そんなの。

それで、ちょっともう少し指定管理について少し伺いたいんですけど、例えばこれ、ことしの3月議会で示された予算の中に、この市民活動センターの、プラザの関係ね。全体の予算が3,500万になってますよ。この3,500万の内訳が、備品購入として1,200万何がし入ってる。備品購入は最初の年だけだからそれを除くと2,250万くらい。電気、水道、光熱費、それからいろんな委託料。清掃業務だ、機械の点検だ、それから樹木の剪定、それ入ただけで簡単にもう1,400万円弱のお金になっちゃう。これを指定管理、指定管理って出して、しかも人件費、これ別ですからね。指定管理に出して、民間がいっぱい貸し出ししなきゃいけないのに、お金入ってこないでしょうが。いっぱい貸し出しをして、どんどん使ってもらって、市民の交流の輪をどんどん広げてもらう立場のプラザをがんじがらめにしちゃって条例つくったら、単なる箱物つくって終わりですよ。ただ見せてるだけのようなもんですよ。どんどん使えるようなものにしなきゃ、指定管理なんか来ませんよ。岩沼市がそれだけの金、ぼんぼん出すからいいよって言うなら話別けど、だったら何にも変わらないじゃない、こんなの。箱物つくって維持管理費にどんどんどんどん垂れ流ししてるだけの話じゃないですか。使ってもらうための施設、使わせるための施設であったら、もっと使い勝手のいい条例をつくるべきだと私は思うんです。玉浦コミュニティセンターと値段が違いますよ、岩沼は高いですよと言ってるようなもんですよ。その辺、どうなんでしょうか。

○議長（森繁男）大友総務部長。

○総務部長（大友彰）料金の関係のエアコン代につきましては、議員おっしゃるとおり玉浦コミュニティセンターはエアコンを使わなければ100円必要ないということではございますが、施設の管理上、集中管理をしているわけではなく、各部屋でエアコンを入れる、消すは、利用者の方がそれを操作できるような施設になっておりますので、そのような施設の関係から、今後そのような場合については、市といたしましては、エアコン代も含めていただいたほうが効率的な施設管理ができるのではないだろうかということで、今回からプラザにつきましては、エアコン代を含めということで条例のほうをつくらせていただいているところでございます。

それから、指定管理の関係でございますが、指定管理を含めて条例の関係でございますが、がんじがらめにしてというお話ですが、最低限必要な項目を盛り込ませていただいたということで、決してがんじがらめにしていくわけではございませんし、利用を促進しということでございますが、この利用料金で指定管理の方が運営できるとは、市は考えておりませんので、先ほど申し上げた指定管理料の関係で協議をさせていただくと。

それから、ただいま御紹介がありました年間の維持管理の関係ということで1,400万計上してるじゃないかというところでございますが、今年度の予算といたしましては、10月から3月の6カ月分として、議員おっしゃいますとおり1,400万円程度、計上しているところでございます。この中には、人件費も含まれた金額となっております。それで、市が経営すると年間で、単純に2倍しますと2,800万円、1年間に維持管理費がかかるということになるわけでございますが、これを指定管理者の方、民間の力が入ると、どのようにうまく効率的に回していただけるのか。また、専門的な知見をお持ちの方が参加していただけると、その市民の方の活動にどううまくマッチしていくのか。そういう部分も含めて指定管理のほうは検討させていただくわけで、単純に指定管理にこうしていくんだということではなく、いろいろ検討させていただいた中で指定管理に移行してまいりたいと考えております。

○議長（森繁男）須藤功議員。

○9番（須藤功）もうね、あきれてしまう。今の答弁で、私びっくりしますよ。エアコンの話されたらさ、エアコンの話は今後考えていかなきゃいけないって。初めから100円と200円で違ってるのわかってたじゃないですか。両方上げるんならいいんです。今回のこの条例改正でもいいから、玉浦コミュニティをエアコン入れて200円にしますっていうなら文句言いませんよ。言ったら、何か変な感じで手のひら返して、いや今度こっちはこうしますなんていう、そんな答弁ね、聞きたくない。考えて、ちょっと困りますよ。そういう答弁、やめてほしいですね。

それでね、あと前から私、言ってきましたけども、今回このプラザをつくるのに維持管理一体幾らかかるんですかって。今さら2,800万ですって。1年間に2,800万ですよ。つくる当初に、指定管理したら幾ら、直営でしたら幾らって聞いても、出せないの一点張りじゃないですか。こんなばかな話、ないですよ。2,800万で市のOBなん

かいられたら、たまったもんじゃないですよ。天下り先つくるようなもんだと思いますよ。

これ以上言うと、またどうのこうのありますけども、最後の質問として、玉浦コミュニティ、しっかり変えていくんですか。それとも、今回のプラザのほうの料金を変えていくのか。料金はやっぱり一緒にしないと、市民の利用団体に格差が出てくる。やっぱ、そういうことはやっちゃいけないと思います、私は。その辺、どうでしょうか。

○議長（森繁男）大友総務部長。

○総務部長（大友彰）使用料金につきましては、市内に、市の施設としてたくさんの施設があるわけですが、来年10月に消費税が10%に値上げされる、増額、ふえる予定でございますので、その段階で市の全部の施設につきましては使用料の見直しを行うことにしております。その見直しの検討の中で、各施設についてしっかりと均等になるような見直しを進めてまいりたいと思います。

○議長（森繁男）ほかに質疑はありませんか。2番菊地忍議員。

○2番（菊地忍）先ほど来、いろいろな御意見お聞きしていただきましたけども、今回の施設については、既存のコミュニティセンター等々とは多少なりと、地方創生の関係で趣旨が違ってきてるんだと思うところだと思うんですね。大きく分けると、チャレンジショップ等々を含む収益的活動と、一般の市民の方たちがこれまで活動してた趣味的なものとかの活動、コミュニティの活動っていう大きく2つに分かれると思うんですけども、それを今回は条例では難しい言葉で書かれているわけですけども、私的にそれをどうやって市民の皆さんにね、伝えていく必要があるのかなっていうところが課題かなって思うんですけども、その辺もし考えがあるのであればお聞かせください。というのは、チャレンジショップについてチラシかなんかを今度出すっていうことを聞いたもんですから、であればそこも含めてちょっと教えてもらいたないと思うんですけども。

○議長（森繁男）菅井市民経済部長。

○市民経済部長（菅井秀一）チャレンジショップの公募のPRにつきましては、できれば来週早々にですね、新聞折り込みでチラシのほうを配布したいと思います。あわせてホームページ、市及び商工会のホームページで、今回の議決条例を踏まえたですね、公募要領も公表していきたいというふうに考えております。

○議長（森繁男）よろしいですか。菊地忍議員。

○2番（菊地忍）チャレンジショップのほうはわかりました。

最初のほうの市民活動の趣旨、収益的活動と大きく2つに分かれるんじゃないかなっていうところは、間違いでしょうか。見解をお願いします。収益的活動の部分と、既存のコミュニティの趣味的な活動の団体に使ってもらうという趣旨。

○議長（森繁男）大友総務部長。

○総務部長（大友彰）済みません。繰り返しましたお話しするようになるんですが、趣味的な団体の施設ではなくて、市民活動の団体の方の利用が主であって、それだけでは当然施設利用としては、現在の旧勤労青少年ホームの利用状況ですと使えると思いますので、そのような方々も利用はいただけるんですが、趣味の団体が主ではございません。

それで、第4条に記載のとおり、その市民活動のサポートをする仕事と、それからプラザの貸館をしっかり管理する仕事と、それからチャレンジショップの仕事。3つの仕事をしていくということでございます。

○議長（森繁男）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第45号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、議案第45号については、委員会付託を省略いたします。

これより議案第45号について討論を行います。9番須藤功議員。最初に反対討論を許します。

○9番（須藤功）今までの答弁を聞いてて、全くわからない。それで、市民にもこの条例を聞かれたときに、うま

く説明できそうにもありません、私は。

それでね、例えば利用料金の問題にしても、本当に2つとも指定管理にしようとしてるんです。なのに玉浦は利用料金が1室1時間を上限としてと明記されている。幾ら指定管理者にセンターの管理を行わせる場合の利用料金があったとしても、プラザは1時間200円に決まっている。値段はそこで全然違ってます。格差をつけること自体が問題です。コミュニティセンターとして、大きな概念のコミュニティセンターとして、市民が使う条件はやはり同じにすべきです。条件が全く違うようでは、私はこういう条例を賛成するわけにはいきません。よって、反対の立場を表明します。

○議長（森繁男）次に、賛成討論の発言を許します。14番長田忠広議員。

○14番（長田忠広）賛成の立場から討論いたします。

今回のこの条例は、市民の皆様地域づくり、生きがいつくりを目的とした部分での施設をしっかりと運営するための条例でありまして、非常に重要であります。

さらには、先ほど料金の話もありましたが、説明でもありましたけれども、集中管理の部分と個別の部分での違いがあると。これからは個別の部分での冷暖房の部分ではしっかりとやっていくという話もあった。そのように一連の今までの流れとはやり方が違うんだということも説明がありまして、私はその部分を了としたということでありまして、この条例をしっかりと通していただいて、そして市民活動をしっかりと岩沼で広げていく部分で賛成したいと思います。以上です。

○議長（森繁男）ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第45号岩沼市市民活動支援施設の設置及び管理に関する条例については、原案のとおり可決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森繁男）起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩をいたします。

再開は11時25分といたします。

午前11時12分休憩



午前11時25分再開

○議長（森繁男）休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、大友総務部長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。大友総務部長。

○総務部長（大友彰）先ほどの議案第45号の答弁の中で、私の答弁の中で、生きがいつくり等を行う団体の皆様につきまして、教育委員会の登録団体は違いますというような誤解を生むような発言がありました。おわびいたします。

設置のところにございますとおり、生きがいつくりなどの団体の方々につきましても、当然御利用いただくということでございまして、別表の2くくりをしておりますというところで、そちらの団体につきましても積極的に御利用いただきたいというところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（森繁男）よろしく御了承願います。



#### 日程第4 議案第46号 岩沼市防災会議条例の一部を改正する条例について

○議長（森繁男）日程第4、議案第46号を議題といたします。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第46号については、会議規則第36条第3項の規定によ



り、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、議案第46号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第46号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第46号岩沼市防災会議条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



---

#### 日程第5 議案第47号 岩沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（森繁男）日程第5、議案第47号を議題といたします。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第47号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、議案第47号については、委員会付託を省略いたします。

これより議案第47号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第47号岩沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



---

#### 日程第6 議案第48号 岩沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（森繁男）日程第6、議案第48号を議題といたします。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第48号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、議案第48号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第48号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第48号岩沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第7 議案第49号 岩沼市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（森繁男）日程第7、議案第49号を議題といたします。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第49号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、議案第49号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第49号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第49号岩沼市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第8 議案第50号 市道路線の認定について

議案第51号 市道路線の変更について

議案第52号 市道路線の廃止について

○議長（森繁男）日程第8、議案第50号から議案第52号までの3件を一括して議題といたします。

これより一括して質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第50号から議案第52号までの3件については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、議案第50号から議案第52号までの3件については、委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第50号から議案第52号までの3件について、1件ずつ討論、採決を行います。

初めに、議案第50号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第50号市道路線の認定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第51号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第51号市道路線の変更については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第52号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第52号市道路線の廃止については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



#### 日程第9 議案第53号 工事請負契約の締結について

○議長（森繁男）日程第9、議案第53号を議題といたします。

これより質疑を行います。6番大友健議員。

○6番（大友健）工事請負契約ですけれども、制限つき一般競争入札のその制限はどのような内容なのか、何社が参加しての入札だったのか、予定価格は幾らだったのか、落札率は幾らだったのかをお尋ねします。

○議長（森繁男）執行部の答弁を求めます。石垣茂総務課長。

○総務課長兼防災課長（石垣茂）お答えいたします。

制限条件、制限内容につきましては、競争入札参加を受けている者、岩沼市の競争入札参加資格を受けている者。2つ目といたしまして、県内に本店を有する者。3番目といたしまして、国が定める経営事項審査の土木一式の総合評定が900点以上。続きまして、4番目としまして、特定建設業の許可を有する者。5点目といたしまして、過去10年間に道路工事を元請として施工した実績のある者などが条件となっております。

2点目の入札の参加業者でございますけれども、2社の参加がございました。

3点目の予定価格でございますけれども、2億713万7,000円、税抜き金額でございます。

4点目、落札率につきましては、96.55%でございます。

以上でございます。

○議長（森繁男）大友健議員。

○6番（大友健）落札率96.55。以前の98%とか99%などというのと比べると、下がったかなという感じはあります。

5月29日の臨時議会ですけれども、このときに陸上競技場の請負契約の議案がありまして、これは予定価格が2億9,000万ぐらいと。落札率は90.19%だったと思います。10%ほどのいわゆる請負金額差、請差があったわけです。ちょっと聞くとところによると、その請差の約3,000万ぐらいの活用になるのでしょうか。その陸上競技場に第3種ではないんですけれども、記録装置といいますか、タイムをとれるような工事のその機材の導入もその後入れるようにしたと。私は、これは請差を活用しての、そして今やっている工事と一体となってやるという合理的な判断ではあるかと思いますが、請差があるとこのようなこともできるわけですけれども、今回は96.55%。以前の99%、98%は、いわば請差がない状態ですけれども、その請差に関して、今回の場合はどのような認識でおられるのか、そこをお聞きしたいと思います。請差をどう捉えるかと。

○議長（森繁男）大友彰総務部長。

○総務部長（大友彰）制限つきの一般競争入札の入札結果として96.55%で落札されたというその状況と、今回はその96%で落札いただいたという認識だけで、その請差についてという特に執行部側としてはどうという考え方は持ち合わせておりません。

○議長（森繁男）大友健議員。

○6番（大友健）おとといの夜ですけども、栗原市で栗原市の建設次長が逮捕されるということで、宮城県警の動きですけども、そういう事件がありました。いわゆる官製談合でした。それに関しましてですね、新聞報道ではあるんですけども、副市長。栗原市の副市長の談話として、新聞報道ではありますが、各社の積算精度が上がっていることもあり、疑問を感じなかった。これは価格が一致したということに関して疑問を感じなかった。しかし、追加調査しなかったことを反省しているという談話も新聞には出ております。

岩沼の今回は96.55%ですけども、これも高どまりの1つではあると思うんですが、そういう高どまりの推移で来ている落札率の状態に関して、栗原市の副市長が言ったような疑問を、結果だというお話ですと今きているんですけども、追加調査をしてみると、高どまりに関して追加調査をしてみるとという考えはあるのかなのか。この点を最後にお聞きしておきます。

○議長（森繁男）鈴木隆夫副市長。

○副市長（鈴木隆夫）ただいま審議をいただいております工事請負契約のこの案件とは直接関係のない話だというふうに受けとめますけれども、御質問の趣旨については、当然そういった疑いがあればですね、調査をするということは必要になってくるとは思います。ただ、これまでの当市の入札については、特にそういった疑いといえますか、問題はないものと思っております。

○議長（森繁男）ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第53号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、議案第53号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第53号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第53号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



## 日程第10 議案第54号 平成30年度岩沼市一般会計補正予算（第1号）について

○議長（森繁男）日程第10、議案第54号を議題といたします。

議案の補足説明を求めます。大友彰総務部長、登壇の上、説明願います。大友総務部長。

〔大友彰総務部長登壇〕

○総務部長（大友彰）議案第54号平成30年度岩沼市一般会計補正予算（第1号）について補足説明を申し上げます。

4ページをお開き願います。

第2表地方債補正の追加は、災害援護資金貸付金の貸付期間が1年間延長されたことから、災害援護資金貸付事業債を追加するものでございます。

また、変更は、社会資本整備総合交付金の内示額が示されたことに伴い、社会資本整備事業債について限度額を減額するものでございます。

8ページをお開き願います。

事項別明細書の歳入について御説明を申し上げます。

12款1項負担金は、震災被災者に対する保育所保育料の減免措置を30年度においても継続して実施することと

し、1,124万6,000円を減額するものでございます。

14款2項国庫補助金は、学び支援コーディネーター等配置事業に対する補助金が宮城県の交付科目変更に伴い増額となる一方、内示額が示されたことにより、市道舗装補修及び朝日竹の里線道路改良に対する社会資本整備総合交付金を減額し、4,326万6,000円を減額するものでございます。

15款2項県補助金は、前段で御説明を申し上げました震災被災者の保育料減免措置に対する補助金並びに市内農事組合法人が行うライスセンター整備に対する補助金を計上し、7,097万5,000円を増額するものでございます。

15款3項県委託金は、学び支援コーディネーター等配置事業に対する委託金について、宮城県の交付科目変更に伴い、国庫補助金に組み替えることから、497万円を減額するものでございます。

10ページをお開き願います。

18款2項基金繰入金は、財政調整のための財政調整基金繰入金の増により、3,631万2,000円を増額するものでございます。

20款5項雑入は、コミュニティ助成金の交付額の決定に伴い、750万円を減額するものでございます。

21款1項市債は、災害援護資金貸付金の貸付期間が1年間延長されたことから、災害援護資金貸付事業債を追加する一方、市道舗装補修及び朝日竹の里線道路改良に対する社会資本整備総合交付金の交付額の内示に基づき、社会資本整備事業債を精査し、2,760万円を減額するものでございます。

12ページをお開き願います。

次に、事項別明細書の歳出の主なものについて御説明を申し上げます。

2款1項総務管理費は、コミュニティ助成金の交付額の決定に伴い750万円を減額するものでございます。

3款3項生活保護費は、保護費基準改定のため、システム改修費を追加し、162万円を増額するものでございます。

3款4項災害救助費は、災害援護資金貸付金の貸付期間が1年延長されたことから、貸付金を追加し、700万円を増額するものでございます。

6款1項農業費は、市内農事組合法人が行うライスセンター整備に対する補助金に加え、緊急に修繕が必要となったハナトピア岩沼レストラン棟の施設修繕費相当額を追加し、6,796万3,000円を増額するものでございます。

14ページをお開き願います。

7款1項商工費は、名取市との共同事業として進めている仙台空港周辺のインバウンド事業に対する負担金を追加し、193万8,000円を増額するものでございます。

8款2項道路橋りょう費は、岩沼橋かけかえ工事に伴う電柱移設補償費を追加する一方、社会資本整備総合交付金の交付額の内示に基づき、対象事業である西大町線の舗装補修について、予定していた工事延長を短縮するなど6,500万円を減額するものでございます。

8款4項都市計画費は、社会資本整備総合交付金の交付額の内示に基づき、対象事業である朝日竹の里線道路改良事業費の精査を行うなど、152万6,000円を減額するものでございます。

12款1項交際費は、29年度の下半期に繰り上げ償還された災害援護資金貸付金を宮城県に償還するもので、760万円を増額するものでございます。

16ページをお開き願います。

16ページは、地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

以上、補足説明を申し上げます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森繁男）これより質疑を行います。9番須藤功議員。

○9番（須藤功）一番最初に説明のあった保育料の減免なんですけど、震災被災者の保育料の人数は何名なのか。

それからあと、例えばこれ震災被災者といっても、何というかな、岩沼のいろんなところに住まわれている人がいるんですけども、例えば西部地区とか中央地区に住まわられていてもその保育料は減免されているのかどうか。その2点についてお伺いします。

○議長（森繁男）高橋広昭健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋広昭）この減免額の算定に当たりましては、29年度の実績額をベースに算定をしております。29年度の実績でいきますと、公立保育所、こちらが14世帯17名、私立の保育園26世帯30名とで積算をしております。

また、岩沼市内にお住まいの方であれば、地域にかかわらず減免の対象になります。

○議長（森繁男）須藤功議員。

○9番（須藤功）ありがとうございます。その14世帯とか26世帯という人は、例えば岩沼市で被災したんじゃなくて、よその自治体で被災した方も対象として入っているのでしょうか。

○議長（森繁男）高橋健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋広昭）よその自治体で被災した方も含まれています。

○議長（森繁男）須藤功議員。

○9番（須藤功）何度も済みません。ちなみに、これは震災復興特別交付金とかの対象になっているのでしょうか。それとも、もしなつてなければ独自ののか。その辺、震災復興交付金であれば何年までというのがまだわからないと思うんですけど、その辺の見通しがわかっていればお知らせください。

○議長（森繁男）高橋健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋広昭）国からの交付金が県のほうに入りまして、宮城県被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業費補助金という名称で交付されています。

○議長（森繁男）ほかに質疑はありませんか。10番渡辺ふさ子議員。

○10番（渡辺ふさ子）12ページのハナトピア岩沼管理費で、どういう内容の修繕なのか、その修繕の中身。1点です、質問は。

○議長（森繁男）菅井秀一市民経済部長。

○市民経済部長（菅井秀一）ハナトピア岩沼につきましては、レストラン棟の空調設備、エアコンが故障したということで、緊急に修繕が必要になったということでございます。

○議長（森繁男）よろしいですか。渡辺ふさ子議員。

○10番（渡辺ふさ子）空調設備1点で、大きさにもよるんですが、796万円ってすごく大きいと思うんですが、そんなに施設が広いからこんなにかかるのか、確認のためにもう一度お願いいたします。

○議長（森繁男）菅井市民経済部長。

○市民経済部長（菅井秀一）レストラン棟全ての空調設備なので、この金額になっております。

○議長（森繁男）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第54号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、議案第54号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第54号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第54号平成30年度岩沼市一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○議長（森繁男）日程第11、意見書案第3号を議題といたします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。10番渡辺ふさ子議員、登壇の上、説明願います。

[10番渡辺ふさ子議員登壇]

○10番（渡辺ふさ子）意見書を読み上げまして提案とさせていただきます。

日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た平成29年7月7日、ついに国連で核兵器禁止条約が採択されました。

条約は、核兵器について破壊的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪しました。核兵器は今や不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなったのです。

条約は、開発、実験、製造、生産、獲得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっています。

さらには、核保有国の条約への参加の道を規定するなど、核兵器完全廃絶への枠組みを示すと同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

同年9月20日には核兵器禁止条約の署名が始まり、現在59カ国が署名し、10カ国が批准しています。さらに同年12月のノーベル平和賞は核兵器廃絶運動に取り組んできた国際NGO「核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）」に授与されました。このことは、核兵器禁止条約が世界の平和に大きく貢献することを示すものです。

本年6月12日には、歴史的な米朝首脳会談が行われ、米朝両国が「平和と繁栄を望む両国民の願いに従って新しい米朝関係を樹立」し、「朝鮮半島に永続的で安定した平和体制を構築」することを宣言しました。

日本政府も、米朝首脳会談の歴史的合意を歓迎し、菅義偉内閣官房長官は翌日13日の会見で、「極めて厳しい安全保障の状況がかつてより緩和された。」、「日本にいつミサイルが向かってくるかわからない状況は明らかになくなった。」と認めました。非核化と平和体制構築に向けたプロセスの開始です。

広島と長崎への原爆投下に見られる核の惨禍を体験し、その経験から戦争放棄を定めた憲法を持つ日本は、核兵器の禁止に賛同し、推進の先頭に立つことが求められます。

よって、日本政府が速やかに核兵器禁止条約に調印することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年7月12日

宮 城 県 岩 沼 市 議 会

提出先 内閣総理大臣、外務大臣

備考 地元選出国會議員には、同趣旨の陳情書を提出する。

よろしく御審議願います。

○議長（森繁男）これより質疑を行います。15番飯塚悦男議員。

○15番（飯塚悦男）3点について、提出者に伺います。

1点目はですね、この条約には、アメリカ、ロシア、中国、フランス、イギリスなどの核保有国やNATO諸国は調印していないのはなぜか。

2点目はですね、米朝首脳会談の歴史的合意とありますが、北朝鮮は信用できる国なのか。

3点目はですね、戦争放棄を定めた憲法を持つ日本とありますが、このことが世界で通用しているのかと。沖縄のですね、尖閣諸島での中国の領空、領海侵犯がたびたび起こっております。戦争放棄で日本の領土を国民が守られるのか。

この3点について、提出者に伺います。

○議長（森繁男）提出者の答弁を求めます。10番渡辺ふさ子議員。

○10番（渡辺ふさ子）1つ目の条約に核保有国が調印しているのかというこの点について、今の時点では、この意見書で11カ国、10カ国が批准したとなっています。コスタリカが加わりまして、今11カ国になっております。もちろん核保有国で批准している国は今のところございませんが、この核兵器禁止条約の中には、核保有国も含

めて参加できる中身になっています。ですから、そのためにこれを進めていこうということで、そして50カ国が批准した段階で発効されるわけです。ですから、日本政府にもぜひ、そして威嚇も含めて禁止されています。ですから、核の傘に入っているというその威嚇も含めて、この核兵器禁止条約は許さない、禁止するものになっているわけであります。

そして、これが初めて明文上も有効だと国連で決まったわけですから、やはりそれはしっかりと受けとめて、被爆国としての本当に、そして平和憲法を持つ日本として、先駆けてぜひ世界の平和をリードする立場で日本が大きな役割を果たしていくということはとても大事だと思っています。

それから、「北朝鮮が歴史的合意した」は、信用できるのかということなんですけれども、今までのいろいろな合意がありましたけれども、米朝両国の首脳同士の会談、首脳同士が決めて合意したということは今までなかったことなんです。ですから、これは大変重みがあるということと、今まで北朝鮮が合意を裏切ったということで、2005年9月の6カ国協議の共同声明の合意に反して核実験や弾道ミサイル発射を繰り返したのは事実であり、困難を持ち込んだ基本的な原因が北朝鮮にあるのは本当に明らかだと思いますけれども、同時にアメリカが共同声明に合意した直後に北朝鮮の銀行口座を凍結したことが、北朝鮮の核ミサイル実験につながったことも事実だということもあります。ですから、これまでの取組を冷静に検証する必要はあると思います。

しかし、先ほども申しあげましたけれども、首脳同士がお互いに会って、そして握手をし、そしてこのことを宣言したというのは今までにない初めてのことであり、重みが全く違うということでございます。ですから、その約束を守る、守らせていくためにも、さらにまたそれをどう進めていくのか。ここにも、意見書にも書いてあります、非核化と平和体制構築に向けたプロセスが開始されたということです。そういうことでは、そのために日本がその先頭に立って、被爆国としての役割判断、果たしていくことが大事だと思っています。

それから、戦争放棄を定めた平和憲法が通用しているのか。通用してきたからこそ、この戦後72年、自衛隊員は他国に派遣されても、殺されず殺しませぬということができてきました。そしてこのアメリカのジャーナリストの方がおっしゃっていたんですが、この戦後何十年という言葉は私は理解できなかった。アメリカ人にとって戦後というのはどれを指すのか。ベトナム戦争後なのか、イラク戦争後なのか、南スーダンの後なのか。アメリカの国民にとって戦後という言葉は、日本が戦後70年という言葉だけで通用するということが初めは理解できなかったということがありました。日本にとって、戦後72年、これは太平洋戦争が終わってからをただ1つだけを指すものであり、このこと自体が本当に世界の国々にとっては驚くべきことでもあり、そして平和憲法、日本のような憲法が世界中にあるといいねと、そういう声で導入している国もあります。コスタリカのように、本当に軍備をなくして、そしてそれを医療や教育に向けて発展している国もあります。そういう意味で、今の平和憲法が世界の宝として本当に私は認識されていると思います。

それから、尖閣諸島の問題、そして日本は米軍によって守られているのかということでございますけれども、尖閣諸島、そういう諸島については、日本がやるべきことだということが実は明記されております。アメリカの文書が明らかになっております。1968年のですね……。まず、1951年の9月に署名された旧日米安保条約には米軍の駐留権というだけが明記されております。その後の60年1月の改定安保条約でも、日本と極東の平和と安全のため米軍が基地を使用するということだけが書いてありました。

ところが、70年1月26日の米上院外交軍事委員会の秘密会で、ジョンソン国務副大臣が、我々には日本の通常型防衛に関するいかなる地上、航空戦力もない。防衛は完全に日本の責任であると発言をしております。1968、機密文書が明らかになっておまして、アメリカの政府の機密文書に、在日米軍は日本を守るために駐留してはいない。日本防衛は日本の責任だとの記述がありました。

そして、2015年の日米新ガイドラインにも、日本が武力攻撃を受けた際、主体的に防衛するのは自衛隊であり、米軍の任務はあくまでも自衛隊を支援するのみ。つまり、米海兵隊を含めて、地球規模の遠征部隊に変容しておまして、日本を守るために駐留しているのではないということが、アメリカの文書でも明らかになっているわけです。そして、その基地の負担にしても、思いやり予算などと言って、安保条約にもないお金までわざわざ出しているのも日本だけであり、そしてこの基地があることで沖縄とか日本全体の在日の米軍基地で、本当に事件事故、そしてヘリの部品の墜落ですとか、大変に痛ましい事件事故が起きているわけでございます。日本の防衛



とは無縁の存在になっているという、そういうことを私たちはもっと認識すべきだと思っております。以上です。

○議長（森繁男）飯塚悦男議員。

○15番（飯塚悦男）72年間、平和憲法で日本は平和であったという認識であります。私はですね、日本はアメリカのですね、おかげで平和を享受してきたと思うんですよ。アメリカ軍が駐留しているから日本は攻撃されなかったという認識でありますので、その点ですね、提出者とは見解が違いますけれども、再度ですね、日本が平和を享受したのは、アメリカのアメリカ軍が駐留しているからこそだと思うんですが、その点について再度伺います。

○議長（森繁男）渡辺ふさ子議員。

○10番（渡辺ふさ子）日本が平和で来られたのは、日本国憲法のおかげだと私は思っております。戦争と平和は常に綱引きです。本当に平和を願う人たちが、毎年、毎年、平和行進を行い、日本全国を縦断して、そういう思いを、そして毎年広島や長崎で世界の平和を願う人たちが集まって世界大会、原水爆禁止の世界大会も開かれています。そういう平和を願って行動してきた日本や世界の人々のそういう動きがあったからこそ守られてきたのだと私は思っております。

日本と沖縄の基地は、朝鮮半島有事やインドシナ半島など南西アジア防衛のためだと。戦闘能力や南西アジア防衛のための将来的な沖縄、日本の使用を減じないということで、自衛隊基地の共同使用権を確保することで、同盟国との条約にかかわる紛争に対処できるという文書になっているのであって、米軍が、アメリカがそういう南西アジアとかそういうところの出撃基地とされてきたというのが歴史的な事実だと思っております。

○議長（森繁男）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第3号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、意見書案第3号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより意見書案第3号について討論を行います。15番飯塚悦男議員。初めに、反対討論を許します。

○15番（飯塚悦男）反対討論いたします。

核兵器の保有、使用等については、地球が破壊消滅するおそれがあります。当然、私自身も反対であります。

我が国の防衛はですね、アメリカに負うところが大きいです。核に関しても、中国、ロシア、北朝鮮は我が国の隣国であります。が、核を保有しております。我が国は、アメリカの核の傘の下にあるのが現実であります。アメリカと同一認識、行動をとることが我が国の国益であり、国民を守ることにあります。

よって、この意見書には反対いたします。

○議長（森繁男）次に、賛成討論の発言を許します。7番布田恵美議員。

○7番（布田恵美）日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出につき、賛成の立場から討論を行います。

今から73年前、人類史上初めて広島、長崎に原子爆弾が投下され、一瞬にして多くの市民が犠牲となり、今日時を経ても、なお遺族の方々の苦しみは続き、またその影響による後遺症や、一方では将来への健康面、精神面での不安を抱えたまま、絶対悪である原子爆弾という非人道的兵器の影響は続いています。

昨年8月の平和宣言で、松井広島市長は、日本国憲法の掲げる平和主義を体現するためにも、日本政府は核兵器禁止条約の締結促進を目指して、核保有国と非核保有国との橋渡しに本気で取り組んでいただきたいと述べられています。

また、昨年12月10日のノーベル平和賞受賞式においては、被爆者の体験に基づく核廃絶について明確な演説をされました。1つに、抑止力とは、軍縮を抑止するものであること。2つ目に、この条約を核兵器の終わりの始まりにしようという強力なメッセージでした。

このたび国連において採択された核兵器禁止条約は、被爆者の方々や人種、宗教、国境を越え、人類が長く熱望してきた核兵器の完全廃絶につながる画期的な条約であり、唯一の被爆国である我が国として、当然に先頭に立ってこれを強力かつ早急に進める立場にあるべきであります。

よって、日本政府として、速やかにこの核兵器禁止条約に調印することを求めます。

○議長（森繁男）ほかに討論はありますか。16番沼田健一議員。

○16番（沼田健一）この意見書についての反対討論を述べたいと思います。

私は、核兵器については反対であります。しかし、現実的に見て、核は抑止力であり、日本は核の傘のもとで平和であったと思います。決して憲法9条だけではありません。現実的に見て、中国、北朝鮮、ロシアには核があり、そのミサイルは日本を向いております。そのためには、どうしても核の傘があるべきであります。

そしてまた、現在、保有国が参加しない条約には無意味であり、この意見書については反対であります。

○議長（森繁男）ほかに賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第3号日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書については、原案のとおり可決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森繁男）起立少数であります。よって、本案は否決されました。



## 日程第12 議員派遣の件

○議長（森繁男）日程第12、議員派遣の件を議題といたします。

### 議 員 派 遣 の 件

平成30年7月12日

地方自治法第100条第13項及び岩沼市議会会議規則第158条の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

#### 記

件名 亙理名取地区市町議会連絡協議会議員研修会

- (1) 派遣目的 議員の資質向上を図るための研修
- (2) 派遣場所 山元町
- (3) 派遣期間 平成30年8月3日
- (4) 派遣議員 全議員

○議長（森繁男）お諮りいたします。お手元に配付のとおり、議員を派遣することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。



○議長（森繁男）これをもって本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成30年第4回岩沼市議会定例会を閉会いたします。

それでは、皆さん御起立願います。—— 大変御苦労さまでした。

午後0時14分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年8月31日

岩沼市議会 議長 森 繁 男

議員 渡 辺 ふさ子

議員 佐 藤 一 郎

陳 情 文 書 表

陳 情 番 号	件 名	陳 情 者 名	受 理 年 月 日	所 管 委 員 会
第5号	臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書	移植ソールズムを考える会 理事	H30. 5. 28	